

各筆各権利別清算金明細書

権利者の住所及び氏名
 住所 日高市大字高萩●●番地○
 氏名 日高 太郎
 No. 100
 土地登記簿に記載されている住所・氏名です

(所有権者の部)
 NO. 100-1

従前の土地				換地処分後の土地				清算金精算額		うち供託すべき金額	記事					
所在	地番	地目	登記簿地積 基準地積 ㎡	所有権以外の権利 又は処分の制限 種別 部分番号 地積㎡	権利価額 円	街区 番号	所在	地番	地目			地積 ㎡	所有権以外の権利 又は処分の制限 部分番号 地積㎡	権利価額 円	徴収 円	交付 円
日高市大字高萩字小網ヶ谷戸	9999番9	宅地	35000 (30050)	1番 抵当権 全部	4,800,500	11	日高市高萩二丁目	6番3	宅地	21050	全部	4,800,000		500	500	
日高市大字高萩字小網ヶ谷戸	9999番10	宅地	15000 (15050)	1番 抵当権 全部	2,500,000	10	日高市高萩二丁目	5番4	宅地	10505	全部	2,501,000	1,000			
日高市大字高萩字小網ヶ谷戸	9988番7	宅地	3200 (3250)		670,000	10	日高市高萩二丁目	5番5	宅地	2800		670,500	500			
従前の土地登記簿の表題部に記載されている内容 ()内の基準地積は、換地及び清算金を算定するために用いている地積で、条例により定めております。				従前の土地登記簿に記載されている所有権以外の権利の内容		従前の土地の権利価額 ※土地区画整理事業の清算金を徴収・交付するために算定した価額		換地処分後の土地の内容 ・土地登記簿には、地目「宅地」以外の土地で 10 ㎡以上の場合は、1 ㎡未満が切り捨てで表示されます。 ・換地が交付されない場合は「空欄」になります。				換地処分後の土地の権利価額 ※土地区画整理事業の清算金を徴収・交付するために算定した価額		清算金額 「従前の土地」の権利価額と「換地処分後の土地」の権利価額の差額が清算金額となります。 ・徴収≒従前の土地の権利価額<換地処分後の土地の権利価額 ※徴収:市へ納めていただきます ・交付≒従前の土地の権利価額>換地処分後の土地の権利価額 ※交付:市からお支払います 差額がない方は、清算金はありません。		
合計	3筆		532.00 (483.50)		7,970,500			3筆		343.55		7,971,500 (相殺清算金)	1,500 (1,500)	500	500	

「供託すべき金額」
 交付清算金の筆に抵当権等の担保権が設定されている場合は、法務局へ供託することになります。
 ただし、抵当権者等から「供託不要」の申し出があった場合は、交付します。
 抵当権者等へ供託不要の確認は、日高市が行います。